省令

○法務省令第五十三号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第八十七条第四項の規定に基づき、少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

法務大臣　上川　陽子

少年院法施行規則の一部を改正する省令

少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第四十七条関係）	
種類	構造
手錠　第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね六ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね十二センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。
［略］	

改正前	
別表（第四十七条関係）	
種類	構造
手錠　第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の第一種手錠に附属するひもは、令和三年九月三十日までの間は、改正後の第一種手錠に附属するひもとみなして使用することができる。

○法務省令第五十四号

少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十六条第四項の規定に基づき、少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

法務大臣　上川　陽子

少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表（第三十八条関係）		
種類	構造	材質
手錠　第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。

改正前		
別表（第三十八条関係）		
種類	構造	材質
手錠　第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。